

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和3年12月27日	2,870円	足立区千住 関屋町在住 者	平成29年8月分の児童扶養手当の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
2	令和3年12月27日	1,750円	足立区竹の 塚在住者	平成31年4月分から令和元年10月分までの間の児童扶養手当の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
3	令和3年12月27日	980円	足立区千住 関屋町在住 者	平成28年8月分から平成29年2月分までの間の児童扶養手当の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。

4	令和3年12月27日	870円	東京都荒川区在住者	平成28年8月分から同年10月分までの間の児童扶養手当の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
---	------------	------	-----------	--